

選挙公報が届くのが
いつも遅いよのお。

投票依頼が煩わしくて
困っている。

選挙に関する なぜ？ どうして？ その疑問にお答えします！

選挙カーがうるそーて
やれんけー、走らせん
ようにしてーや。

スマホで投票ができれば
便利がいいのになあ。

令和4年3月

安芸高田市選挙管理委員会事務局

はじめに

このたび、選挙管理委員会では、市民モニターアンケートで選挙に関する様々なことを皆さんにお訊きしました。ご協力くださったモニターの皆さん、ありがとうございました。

その中で、たくさんの御意見を頂戴しましたので、この機会に、制度を含む「選挙」の現状を知っていただくためにも、このような意見に対する「回答」を企画しました。

選挙管理委員会では、**公職選挙法等、関係法令に従って選挙の管理・運営を行っています**。そのため、皆さんが感じておられる不満や不都合のすべてを解消することは困難ですが、それらも含めてまずは「知ってもらう」ことが重要であると考えています。

興味がある方は是非一度お読みください。

目次（疑問・意見等）

- 1 投票管理者、投票立会人なんて座っているだけに見える。お金の無駄だから減らしたり他の投票所と兼務できないの？
- 2 インターネット投票ができれば便利なのに。法律が時代に合っていないのではないか。
- 3 選挙カーがうるさいのでやめて欲しい。走るにしても、名前だけを連呼するのは意味がないので政策を訴えてほしい。
- 4 電話や訪問での投票依頼が煩わしいのでなんとかならないものか。
- 5 選挙公報が届くのが遅い。期日前投票が開始されるまでには有権者の手元に届けるべき。
- 6 期日前投票期間が長すぎて無駄だし、当日投票できない理由を書かされるのが面倒だ。
- 7 選挙期間中に候補者同士の政策討論会をやってほしい。

おわりに

回答 1

選挙の投票に行くと、当日か期日前かに関係なく、受付をしたり投票用紙を配ったりする人以外に持ち場に座っている人たちがいます。

その人たちが投票管理者、投票立会人と呼ばれる人です。

さて、この人たちが一体何をしているかという質問にお答えします。

投票管理者は投票所での最高責任者です。投票所において何か疑義が生じた場合は、法令に基づき投票管理者が決めたことにその場の全員が従うこととなります。また、投票管理者は、投票所内の秩序保持も併せて担っています。

投票立会人は主に投票が公正に行われているかをチェックする存在です。よく「ジロジロ見られた」という話を聞きますが、それは投票立会人がその職務を全うしている証左でもあります。ただ、これを不快に思われる方がいらっしゃることもまた事実であるため、選挙管理委員会事務局では、「柔和な表情で、ジロジロ見ない程度に」上手にチェックするようお願いしているところです。

では、この人たちは投票所に絶対にいなければいけないのか。他の投票所と兼務させることができないのか。

答えは、絶対にいなければならない、他の投票所と兼務させることはできません。

公職選挙法の規定で、各投票所には投票管理者と投票立会人をそれぞれ置くことが義務付けられています。なお、選挙当日の投票立会人は最低2人(2人以上5人以内)はいなければならないことになっているので、本市では最低人数で対応しているということになります。また期日前投票所では、必ず2人でなければなりません(1人だったり、3人以上いてはいけません。)

なので、どの投票所に行っても、必ずこれらの役を担ってくださっている方がその場に居るわけです。

回答 2

インターネット投票・・・これができたらとても便利ですよ。これができるれば自然と投票率も上がって、全国の選挙管理委員会事務局もホクホクすると思います。

が・・・これもまた法律の規制の網に引っ掛かってしまいます。

公職選挙法では、選挙人に「投票所での投票」を原則として義務づけています。つまり、例えば自宅でスマホを使って投票したいと思っても、ポスターの前で選んでその場で投票したいと思っても、自宅はもちろんポスター掲示場も投票所ではないので、その願いは**現在の法律では叶わない**のです。

もちろん、法律は時代に合わせて変わるものもあります。

ですが、法律を変えることができるのは政治家だけです。そして、その政治家を選ぶのは選挙での皆さんの投票です。

とすれば、投票って重要だと思いませんか？

回答 3

これもかなり多くの御意見がありました。

確かに、朝早くから夜遅くまで(午前8時～午後8時まで)、ひたすら候補者の名前を連呼しながら走る選挙用自動車に嫌気が差している方が多くいらっしゃることは承知しています。

ですが、これは**選挙運動として法的に認められている行為**であって、現状なんらかの規制を設けることはできません。ただ、「名前だけ連呼したって何の意味があるの?」という疑問や不満も一方で心情としては理解できます。

現在の公職選挙法では、選挙用自動車を活用して行う選挙運動として、「走行中の選挙用自動車」においては、候補者の名前を連呼する行為は認められていますが、政策等を訴えるために演説を行うことは、「停止した車上」でのみできる決まりになっています。候補者からすると、走行中の選挙用自動車から政策を訴えることが出来ないから、せめて名前だけでも広く知ってもらおう、というわけです。走行中の選挙用自動車の中から手を振り「〇〇をよろしく願います」と広報したり、都会の真ん中に停止した選挙用自動車の上に立ち、候補者や支援者が演説している姿をよくテレビ報道等で見かけますが、これはそれぞれ**公職選挙法に則った選挙運動を適法にやっている**ということになるのです。

逆に、走行中の選挙用自動車から政策演説を行ってしまえば、これは公職選挙法違反に当たることになってしまうのです。

回答 4

選挙期間になると、「〇〇さんに投票してほしい」とか「〇〇党に投票してほしい」とか、知人から投票依頼を受ける経験をされた方がいらっしゃるかと思います。投票先を決めている人や、そもそも候補者や選挙自体に興味がない人からするとこのような投票依頼は非常に煩わしく思えるでしょう。

さて、公職選挙法では投票依頼について次のように定めています。

「何人も、選挙に関し、投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもって戸別訪問をすることができない」

噛み砕いて言うと、「**他人の家やお店等に行って、〇〇に投票してほしい、〇〇には投票しないでくれ**」などとお願ひすることは誰であってもやってはいけない行為だということです。候補者や政党等の関係者のみならず、全くそれらに関係ない一般の人でもやってはいけないというところがミソです。

しかしながら、**電話での投票依頼はやって良い**ことになっています。これは電話での投票依頼について法的な規制がないことによる逆説的解釈によって成り立っていると言えます。要は法律に「やって良いとは書いてないけど、ダメとも書いてないから問題ない」ということですね。

アンケートの回答では、「特定の候補者への投票依頼のための訪問」を実際に受けた方もいらっしゃるようなので、このような行為は公職選挙法違反のおそれがあることを今後なんらかの機会を捉えて改めて周知したいと考えます。

回答 5

選挙において投票先を決めるための参考資料として、「選挙公報」は非常に重要な役割を担っていると考えています。アンケートの結果にもこのことは明確に表れており、皆さんが選挙公報をしっかりと読んでくださっていることが窺えます。ありがとうございます。

さて、選挙ごとに必ず何件かは問い合わせのあるこの質問ですが、例として国政選挙における選挙公報が発行されるまでのおよその流れを見てみましょう。

1 公示日(告示日)の17時に立候補者等が確定します。この時まで、誰が立候補するかは確定していないので前もって選挙公報を印刷することはできません。

2 候補者等が確定した後、県選挙管理委員会が速やかに選挙公報の掲載順をくじ引きによって決め、印刷業者に印刷を依頼します。(候補者等が確定した後、すぐに選挙公報の印刷ができるよう、県選挙管理委員会が各立候補予定者から予め選挙公報用原稿を預かり「事前審査」をするなど、できるだけ早く印刷にかけるための工夫をしています。)

3 印刷物ができ上がるまで、早くとも何日かを要します。

4 その後、県選挙管理委員会から新聞折込業者や各市町選挙管理委員会へ印刷された選挙公報が配送されます。

5 新聞折込業者においては、印刷物が届いてから折込作業を開始するため、実際に新聞購読者の手元に届くまで3日程度を要します。

しかし、期日前投票は公示日(告示日)の翌日から開始されるため、現実的に期日前投票開始日に選挙公報を皆さんのお手元に届けることは不可能なのです。ただし、県選挙管理委員会も市町選挙管理委員会も、選挙公報の重要性は認識していますし、可能な限り皆さんに最短でお届けするよう優先的に対応していることは間違いありません。

このことは、誠に申し訳ないとは思いつつも、皆さんにご理解をいただくしかないのが現状です。

回答 6

選挙管理委員会事務局では、皆さんからこれらのご意見もよく伺います。

では、まず期日前投票期間が長いというご意見に対してですが、例えば国政選挙である衆議院議員選挙や参議院議員選挙では、選挙を執行する旨、それぞれ選挙期日の12日前まで、17日前までに公示(告示)しなければならない決まりになっており、これに付随してそれら選挙の期日前投票期間は公示日(告示日)の翌日から選挙期日の前日までと規定されています。

つまり、この決まりに基づくと、原則として衆議院議員選挙では11日間、参議院議員選挙では16日間の期日前投票期間を最低限設けなければならない、ということになるのです。ただし、すべての期日前投票所のうち、1箇所についてこれを満たしていれば、他の期日前投票所は柔軟な対応が認められていることもあり、各支所(5箇所)については、投票が多くなる最終週のみ開設することとし、選挙人の利便性を考慮しつつ、コスト削減にも取り組んでいるところです。

さて、次に選挙期日に投票できない理由を書かされるのが面倒だ、というご意見についてですが、これは気持ちとしてはよく理解できます。回答2でも触れたとおり、現行法では「投票所での投票」が大原則ですが、時代が進むにつれ、社会の急激な変化により以前のように日曜日が休日ではない方も増えました。そうすると、日曜日が仕事の人たちは選挙権が行使できないことになり、これでは大事な一票が数多く失われてしまうことから、期日前投票の制度が導入されたわけです。ただし、期日前投票の制度はあくまで「投票所での投票の例外」としての導入だったため、期日前投票を利用するためのある程度厳格な諸条件が定められたわけです。期日前投票所で投票をされた方は皆さん経験されていると思いますが、受付時に「当日、投票ができない理由を選んでください」と、宣誓書に記入を求められたかと思います。そして皆さんそれぞれが当日投票ができない理由として選択するものが、公職選挙法に定められている規定と同じものなのです。そのため、期日前投票をするためには、当日投票ができない理由として公職選挙法に定められている事由のいずれかを選んでもらわなければならないのです。

ただ、皆さんに届く「投票所入場券ハガキ」に、宣誓書記載欄を設けて、受付でわざわざ書かずとも、自宅で予め宣誓書に記載できるようにすると便利が良いというようなご意見を頂戴していますので、これについては実現可能なご意見として、現在のハガキの在庫を使い切った時点で実施できるよう前向きに検討させていただきます(今後、数回分のハガキの在庫がありますので、その点ご容赦ください。)

回答 7

これは、実際に身近で実施することができれば、投票するための大きな参考になると思います。

選挙人の皆さんにとっては、候補者の人物像や掲げている政策がどのようなものであるかが明確に分かる機会となり、候補者同士が討論することにより、より深掘りしたビジョンが見えてくるので、投票先を決める判断材料として非常に有益だと考えられます。

しかし、選挙期間中にこそ聞きたい候補者同士の討論会は、これまた公職選挙法によって実施を阻まれています。選挙期間中、選挙運動として行う演説会は法律で認められているものを除いては、いかなる名義をもってしても開催してはいけないことになっています。可能なものは、候補者が単独で行う個人演説会や政党が行う演説会等であり、言ってみれば「身内へのアピール」のためのものに絞られているのです。候補者同士が意見を闘わせるような討論会は開催してはいけないのです。

ただ、逆に言えば、**選挙期間外であれば討論会を行うことができる**ということになります。しかし、この場で投票を呼び掛けるような行為があれば、違法な「事前運動」と見なされ、処罰の対象にもなり得ます。あくまで、立候補予定者による純粋な「政策表明」の場である必要があるのです。つまるところ、「政治活動」として討論会を行うのであれば、これができるわけです。

つぎに、これを誰が主催するのかということになります。まず、一般の方からすると、「選挙での投票先の判断材料として有益なものであるから選挙管理委員会が開催主体になるべきだ」と思われるかもしれませんが、先にも説明したとおり、討論会は「政治活動」の一つです。そうすると、選挙管理委員会は「公正中立かつ適正な選挙の管理・執行」が職務であるため、どの立候補予定者に対しても中立の立場から、政治活動に関与することは好ましくありません。討論会ですから、その終了後、参加者それぞれに「結果有利」又は「結果不利」が生じます。これでは「中立」とは言えません。後日、選挙で落選した候補者から「討論会を選挙管理委員会が主催したせいで選挙に負けた。これは相手方を利する行為であって公正中立ではなく、本来選挙管理委員会が主催すべきものではない」と訴えられかねません。ですから、実際には、全国的に「青年会議所」や「地元有志」等が主催者となって開催する討論会が主流となっているのです。

これを読まれた方の中から「我こそが！」と討論会開催に向けて立ち上がる方が出てくれば、それは非常にありがたく思います。

おわりに

今回、安芸高田市選挙管理委員会では、選挙に関して皆さんが疑問に思っておられることを「市民モニターアンケート」の中から拾い上げて分かりやすくお答えするという取組をさせていただきました。

ここまで読んでくださった方の中には「結局は法律で決まっているからできませんということが言いたいだけではないか」と思われた方もいらっしゃると思います。

ただ、皆さんもそれぞれの生活の中において、会社のルールや学校のルール、地域のルール等、様々な決まり事の中に身を置いておられると思います。

一定のルールは社会が誰にとっても平等かつ公正であるために必要なものです。例えば、「刑法」がなければ凶悪犯罪が野放しにされますし、税金もルール化されていなければ、ほとんどの人が払わないでしょう。そうなれば、医療、介護のような福祉サービスもなくなってしまい、誰一人として安心して生活できなくなってしまいます。

しかし一方で、ルールは時代と共に変わるべきものでもあると思います。戦国時代と現代では実際に何もかもが違うわけです。

最後に、選挙管理委員会では、選挙の管理・執行に関し法令に反しない範囲で可能なものについては、皆さんからの公益的な意見を取り入れていきたいと考えています。「投票所入場券ハガキを宣誓書に」というご要望は、いただいた意見の中でも特に公益性があり、かつ選挙管理委員会独自に今後対応可能なものだと考えています。

このように、できることから一つひとつではありますが、選挙における皆さんの利便性の向上のために今後も努力して参りますので、引き続き御理解、御協力をお願いさせていただき、おわりの挨拶とさせていただきます。